



常陸太田市上下水道事業告示第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年9月3日

常陸太田市長 藤 田 謙 二



記

1. 都市計画の種類

常陸太田市公共下水道

2. 都市計画を変更する土地の区域

常陸太田市大森町字野際、字清水、字表前原、字前原、字松沢、字北浦、

字焼付山

増井町字東寺領、字菖蒲

新宿町字元太田山

上河合町字柳山

真弓町字釜田、字向井山、字風張、字御手洗、字北谷津の各一部

3. 縦覧場所

常陸太田市上下水道部下水道課

日立都市計画下水道の変更（常陸太田市決定）

都市計画常陸太田市公共下水道「2.排水区域」を次のように変更する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 汚水 約 786ha 雨水 約 786ha

理 由

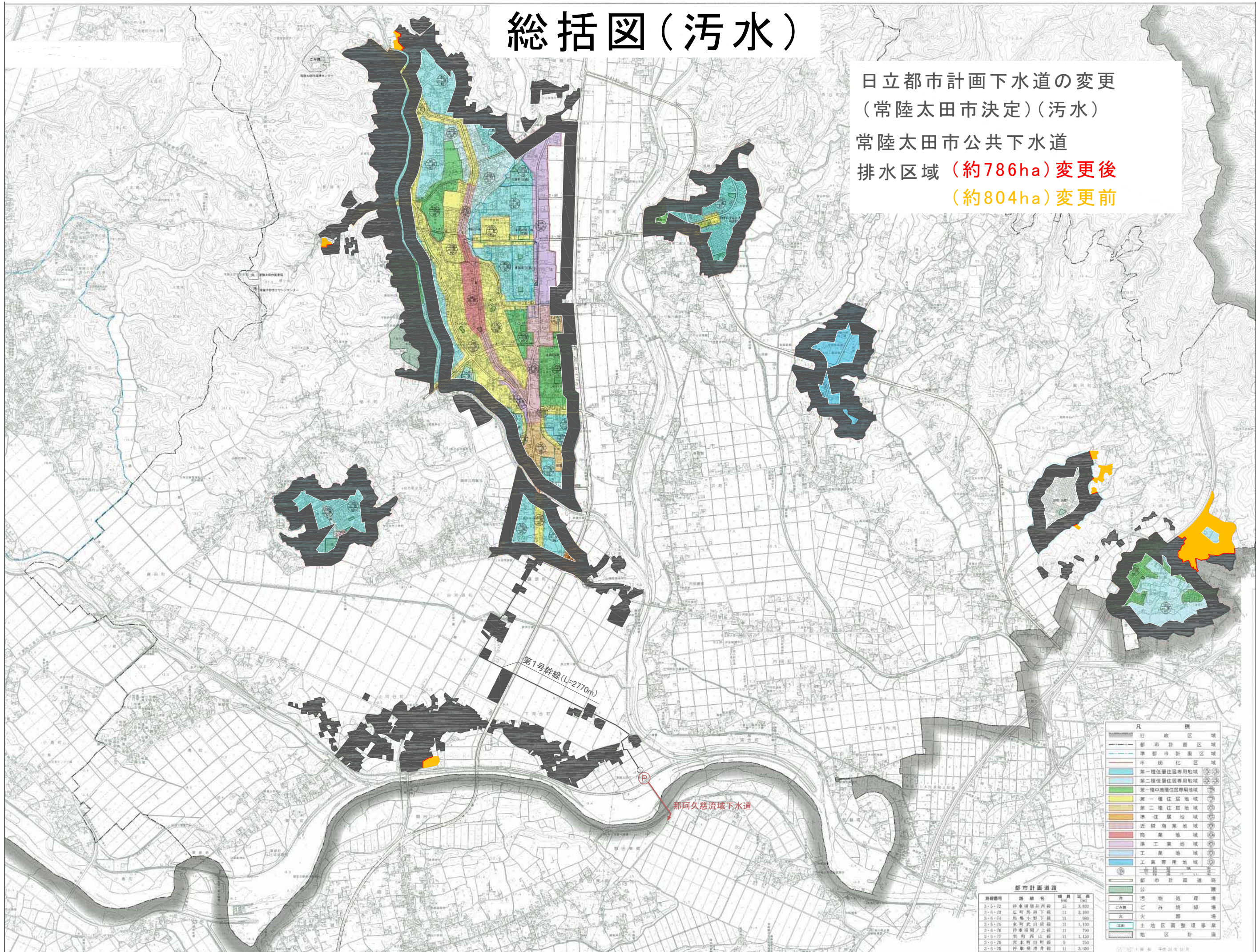
都市計画における区域区分の変更等に対応し、本案のとおり常陸太田市公共下水道の排水区域を変更するものである。

総括図（污水）

日立都市計画下水道の変更
（常陸太田市決定）（污水）

常陸太田市公共下水道

排水区域（約786ha）変更後
（約804ha）変更前



凡 例	
記 号	名 称
	排水区域(既決定)
	排水区域(今回削除)
	排水区域(今回変更)
	下水管渠(既決定)
	流域下水道
	流域下水道ポンプ場
凡 例	
	行政区域
	都市計画区域
	準都市計画区域
	市街化区域
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	都市計画道路
	公 道
	汚 物 処 理 場
	ご み 焼 却 場
	水 火 葬 場
	土地区画整理事業
	地区計画

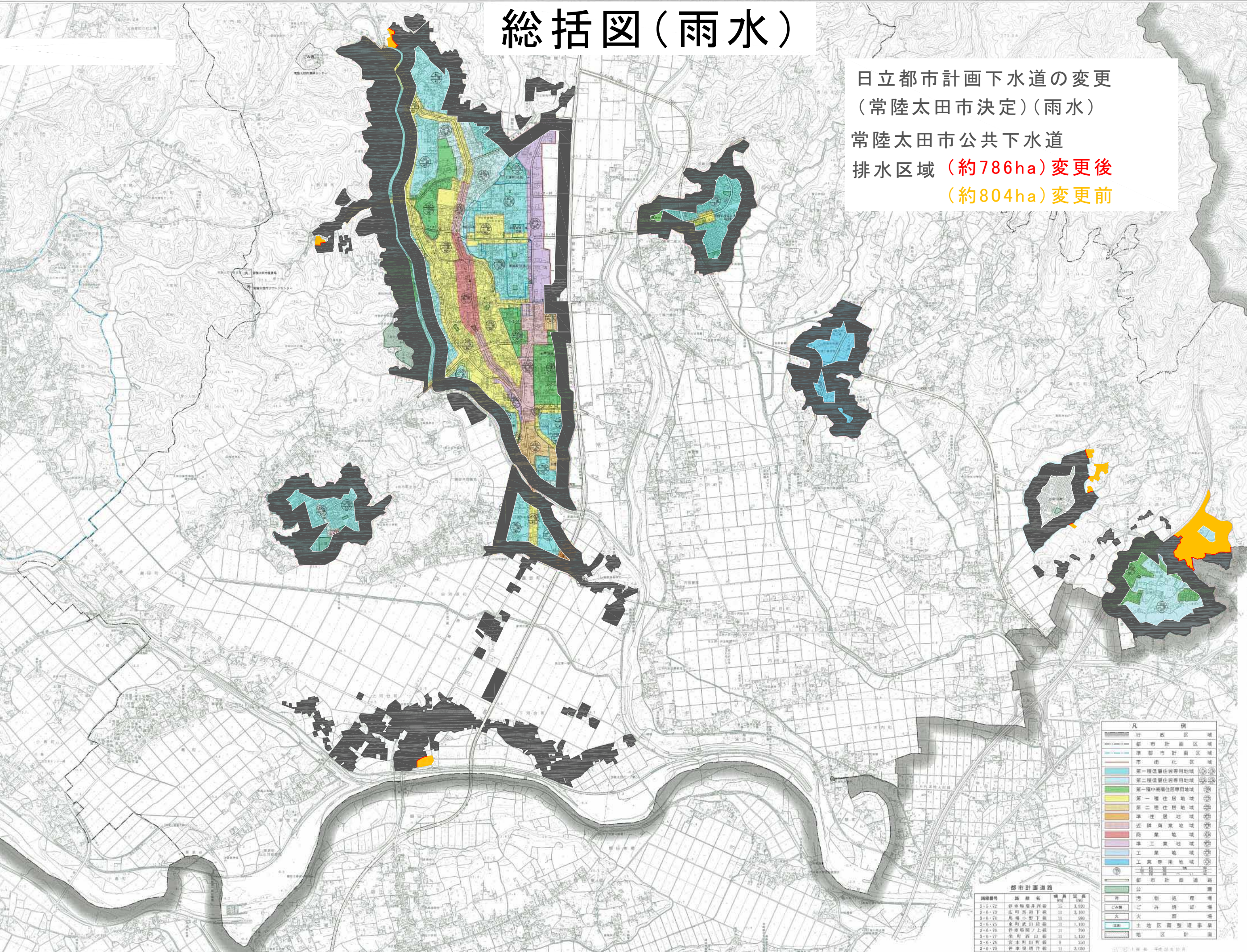
都市計画道路			
路線番号	路線名	幅員	延長
3-0-72	砂車塚港井西線	12	3,830
3-0-73	弘町馬淵下線	11	3,160
3-0-74	馬場小野下線	11	980
3-0-75	赤野赤野下線	11	1,730
3-0-76	砂車塚港井上線	11	790
3-0-77	赤野西山線	11	1,150
3-0-78	宮本町町線	9	750
3-0-79	停車場港井線	11	3,050

凡 例	
記 号	名 称
	排水区域(既決定)
	排水区域(今回削除)
	排水区域(今回変更)
	下水管渠(既決定)
	流域下水道
	流域下水道ポンプ場

事 業 名	日立都市計画下水道の変更 （常陸太田市決定） 常陸太田市公共下水道
図 面 名	総括図（污水）
設計年月日	令和7年 月 日
縮 尺	1：10,000
決定告示	年 月 日

総括図（雨水）

日立都市計画下水道の変更
（常陸太田市決定）（雨水）
常陸太田市公共下水道
排水区域（約786ha）変更後
（約804ha）変更前



凡 例	
記 号	名 称
	排水区域(既決定)
	排水区域(今回削除)
	排水区域(今回変更)

凡 例	
	行政区域
	都市計画区域
	準都市計画区域
	市街化区域
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	都市計画道路
	公 道
	汚 物 処 理 場
	ご み 焼 却 場
	水 取 調 整 場
	土地区画整理事業
	地区計画

都市計画道路			
路線番号	路 線 名	幅 員	延長
3-0-72	砂車塚港井西線	12	3,830
3-0-73	北町馬場下線	11	3,160
3-0-74	馬場小野下線	11	990
3-0-75	本町寺町西線	11	1,790
3-0-76	砂車場堀ノ上線	11	790
3-0-77	栗野西山線	11	1,150
3-0-78	宮本町町線	9	750
3-0-79	停車場港井線	11	3,050

凡 例	
記 号	名 称
	排水区域(既決定)
	排水区域(今回削除)
	排水区域(今回変更)

事 案 名	日立都市計画下水道の変更 (常陸太田市決定) 常陸太田市公共下水道
図 面 名	総括図(雨水)
設計年月日	令和7年 月 日
縮 尺	1 : 10,000
決定告示	年 月 日